

高松市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 4 5 号

高松市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高松市食品衛生法施行細則（平成 1 1 年高松市規則第 4 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（営業施設の基準の緩和及び特例） 第 2 条 略 （1）露店形態の営業（流し屋台営業（引き車等により屋台を設置する場所を移動して行う形態の営業をいう。）、定置屋台営業（特定の場所に屋台を設置して行う形態の営業をいう。）又は仮設営業（祭礼、縁日等の際し、一時的に施設を設営し、祭礼、縁	（営業施設の基準の緩和及び特例） 第 2 条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年香川県条例第 4 0 号）別表第 1 第 2 1 号の規定により、法第 5 4 条に規定する営業施設の基準（以下「基準」という。）に関する特例を定める営業は次の各号に掲げる営業とし、その基準は当該各号に定めるとおりとする。 （1）露店形態の営業（流し屋台営業（引き車等により屋台を設置する場所を移動して行う形態の営業をいう。）<u>、</u>定置屋台営業（特定の場所に屋台を設置して行う形態の営業をいう。）<u>、</u>仮設営業（祭礼、縁日等の際し、一時的に施設を設営し、祭礼、縁日

日等に応じてその設営場所を移動して行う形態の営業をいう。)又は臨時的営業(催事等に際して行う営業で、その期間が1週間程度のものをいう。)の方法により行う飲食店営業(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除き、販売する直前に食品を加熱する営業のほか、市長が別に定める営業に限る。) 別表第1

(2) 短期季節営業(海水浴場の売店、ビアガーデン等特定の季節に行う営業で、その期間が3か月程度のものをいう。)の方法により行う飲食店営業(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。) 別表第2

(3) 略

2 略

別表第3 (第2条関係)

- 1 省令別表第19並びに省令別表第20第1号イ及び第4号に掲げる基準に適合すること。
- 2 略
- 3 第1項の場合において、省令別表第19第5号ハ及び別表第20第1号中「令第35条第1号に規定する飲食店営業」とあるのは「令第35条第4号に規定する魚介類販売業」と、省令別表第19第5号ハ中「調理をする場合(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第20第1号イにおいて同じ。)」とあるのは「販売をする場合」と、省令別表第20

等に応じてその設営場所を移動して行う形態の営業をいう。)又は臨時的営業(催事等に際して行う営業で、その期間が1週間程度のものをいう。)の方法により行う飲食店営業(販売する直前に食品を加熱する営業のほか、市長が別に定める営業に限る。)

別表第1

(2) 短期季節営業(海水浴場の売店、ビアガーデン等特定の季節に行う営業で、その期間が3か月程度のものをいう。)の方法により行う飲食店営業 別表第2

(3) 略

2 略

別表第3 (第2条関係)

- 1 省令別表第19並びに省令別表第20第1号及び第4号に掲げる基準に適合すること。
- 2 略
- 3 第1項の場合において、別表第19第5号ハ及び別表第20第1号中、「令第35条第1号に規定する飲食店営業」とあるのは「令第35条第4号に規定する魚介類販売業」と、「調理」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

第1号イ中「調理」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

年 月 日

（宛先）高松市長

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
			(生年月日)
			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する事業者を除く。		
	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 受講した講習会名称		
	年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		
	自由記載		
	自動販売機の型番又は全自動調理機の型番		
	業態		
HACCP の取組			※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理
業種に応じた事業	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

様式第1号（第3条関係）

（表面）

年 月 日

（宛先）高松市長

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
			(生年月日)
			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する事業者を除く。		
	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 受講した講習会名称		
	年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		
	自由記載		
	自動販売機の型番		
	業態		
HACCP の取組			※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理
業種に応じた事業	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(裏面)			
申請者情報	法第 55 条第 2 項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	☐①全粉乳 (容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) ☐②加糖粉乳 ☐③魚肉ハム ☐④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐⑤調製粉乳 ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑦マーガリン ☐⑧添加物 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐⑨食肉製品 ☐⑩放射線照射食品 ☐⑪ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者設置(変更)届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水		自動車登録番号 ※自動車を利用した飲食店営業又は魚介類販売業の場合
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐ 飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業 ☐		
業種に応じた情報	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐		
	(ふりがな)		
添付書類	施設者氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合 免許番号		
	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ 水質検査の結果 (飲用に適する水使用の場合) ☐ ☐ 食品衛生責任者の資格を有することが確認できる書類 ☐ ☐ 車検証の写し (自動車を利用した営業の場合) ☐		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく申請は両面を、第 57 条第 1 項の規定による届出の場合は「表面」のみを記載してください。

2 ☐については、該当するものに「☒」を記入してください。

(裏面)			
申請者情報	法第 55 条第 2 項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	☐①全粉乳 (容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) ☐②加糖粉乳 ☐③魚肉ハム ☐④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐⑤調製粉乳 ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑦マーガリン ☐⑧添加物 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐⑨食肉製品 ☐⑩放射線照射食品 ☐⑪ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者設置(変更)届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水		自動車登録番号 ※自動車を利用した飲食店営業又は魚介類販売業の場合
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐		
業種に応じた情報	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐		
	(ふりがな)		
添付書類	施設者氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合 免許番号		
	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ 水質検査の結果 (飲用に適する水使用の場合) ☐ ☐ 食品衛生責任者の資格を有することが確認できる書類 ☐ ☐ 車検証の写し (自動車を利用した営業の場合) ☐		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく申請は両面を、第 57 条第 1 項の規定による届出の場合は「表面」のみを記載してください。

2 ☐については、該当するものに「☒」を記入してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

（宛先）高松市長

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則第 71 条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類 食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 受講した講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番又は全自動調理機の型番		業態
HACCP の取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	
兼備した情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

様式第 5 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

（宛先）高松市長

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則第 71 条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 受講した講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番		業態
HACCP の取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	
兼備した情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

(裏面)

法第 55 条第 2 項関係		該当には ☒		
申請者情報	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。	☐		
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。	☐		
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐		
営業施設情報	☐ ①全粉乳(容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③魚肉ハム ☐ ④食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ⑤調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑦マーガリン ☐ ⑧添加物(法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐ ⑨食肉製品 ☐ ⑩放射線照射食品 ☐ ⑪ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類 ① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車を利用した飲食店営業、魚介類販売業の場合		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	飲食店のうち従業者が常駐せず自動調理機により調理された食品を販売する営業	☐
	ふぐの処理を行う施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
添付書類	(ふりがな)	免許番号		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合			
営業許可業種	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ 食品衛生責任者の資格を有することが確認できる書類(食品衛生責任者に変更がある場合) ☐ 水質検査の結果(飲用に適する水使用の場合) ☐ 車検証の写し(自動車登録番号に変更がある場合) ☐ 戸籍謄本等の氏名が確認できる書類(申請者の氏名の変更の場合) ☐ ☐ 営業許可証(営業許可証の記載事項に変更がある場合) ☐			
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
備考	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		

注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく申請者の場合は両面を、第 57 条第 1 項の規定による届出者の場合は「表面」のみを記載してください。
 2 太枠内の項目については、変更がある項目のみ記載してください。
 3 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。
 4 □については、該当するものに、「✓」を記入してください。

(裏面)

法第 55 条第 2 項関係		該当には ☒		
申請者情報	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。	☐		
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。	☐		
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐		
営業施設情報	☐ ①全粉乳(容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③魚肉ハム ☐ ④食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ⑤調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑦マーガリン ☐ ⑧添加物(法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの) ☐ ⑨食肉製品 ☐ ⑩放射線照射食品 ☐ ⑪ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類 ① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車を利用した飲食店営業、魚介類販売業の場合		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設	☐		
添付書類	(ふりがな)	免許番号		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合			
営業許可業種	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ 食品衛生責任者の資格を有することが確認できる書類(食品衛生責任者に変更がある場合) ☐ 水質検査の結果(飲用に適する水使用の場合) ☐ 車検証の写し(自動車登録番号に変更がある場合) ☐ 戸籍謄本等の氏名が確認できる書類(申請者の氏名の変更の場合) ☐ ☐ 営業許可証(営業許可証の記載事項に変更がある場合) ☐			
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
備考	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		

注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく申請者の場合は両面を、第 57 条第 1 項の規定による届出者の場合は「表面」のみを記載してください。
 2 太枠内の項目については、変更がある項目のみ記載してください。
 3 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。
 4 □については、該当するものに、「✓」を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号及び様式第 5 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。